補償範囲に関する規程

本件は入団申込書および継続申込書にて保護者の皆様からすでにご了解を得ていますが、周知徹底の意味を込めて、以下の通り運用させて頂きます。

小坂井Football Clubの活動中に発生した怪我・事故等については、スポーツ安全協会に加入するスポーツ保険の保証範囲のみとなります。また、各種大会、練習試合遠征時の際、他の保護者の運転する車両に搭乗し万一事故に遭遇した時の損害賠償請求は、スポーツ保険および当該車両の保険条件の範囲内となります。

●スポーツ保険に関する補償範囲は以下のサイトにてご確認ください。

https://www.kozakai-fc.jp/insurance.html

●他の保護者の運転する車両に選手が搭乗する場合(乗り合わせ時)の措置について 2018年5月7日、弁護士からの助言を受け、以下の通り運用を開始させて頂きます。

乗り合わせ時に、提供して頂く車両の「車検証および任意保険証」の写しの確認。もし くは事前にコピーの提出をして頂くこととする。

車両提供は保護者の方のご厚意であることは十二分に承知しておりますが、小坂井FCは弁護士からの助言を受け、管理運営責任上、2018年5月15日(火)より上記の通りの運用をさせて頂きたいと思いますので、ご理解とご協力の程、重ねてお願い申し上げます。

小坂井Football Club 理事会